

「持続可能で強靱な観光国際年 2027」におけるナショナル・コミッティー 設置要綱

第1. 趣旨

2024 年の国連総会において、2027 年を「持続可能で強靱な観光国際年（以下「国際年」という。）」とする決議が採択された。国際年は、観光分野全体における能力強化や、2030 年以降の世界における観光の役割の考察等を目的としているところ、UN Tourism は、各加盟国において国際年に係る活動を支援する中核的プラットフォームである「ナショナル・コミッティー」（以下「NC」という。）を 2026 年に設置することを推奨している。

これを踏まえ、我が国において、国際年に係る我が国の活動の準備、実施、フォローアップを行うとともに、国際年の目標に沿った行動計画の策定、持続可能で強靱な観光に関する認識向上や幅広い関係者の関与の促進及び連携強化への貢献等を図ることを目的に、NC を設置する。

第2. 主な活動事項

- (1) 国際年に関する国内での活動の準備、実施、フォローアップ
- (2) 国際年の目標に沿った行動計画の策定
- (3) 持続可能で強靱な観光に関する認識向上
- (4) 幅広い関係者の関与の促進及び連携強化
- (5) UN Tourism の指針等に基づく国内で実施される活動の承認及び登録
- (6) 観光セクターを支援する能力構築及び知見共有
- (7) UN Tourism への情報提供

第3. 構成

- (1) NC の構成は観光庁及び UN Tourism 賛助加盟員とする。
- (2) NC の座長は、観光庁国際観光部とする。
- (3) 座長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

第4. 庶務

NC の庶務は、観光庁国際観光部国際関係室が行う。

ただし、観光庁国際観光部国際関係室の監督の下、NC の運営を観光庁から請け負う者が処理することができる。

第5. 運営

- (1) 本会議は、原則として冒頭のみ公開とし、会議の内容は非公開とする。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、全部を公開しないことができる。
- (2) 会議資料・議事概要については原則として公開することとする。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、会議資料の全部又は一部を公開しないことができる。
- (3) この要綱に定めるもののほか、NC の運営に関する事項その他必要な事項は座長が定める。
- (4) NC は、2026 年9月 25 日に設置する。